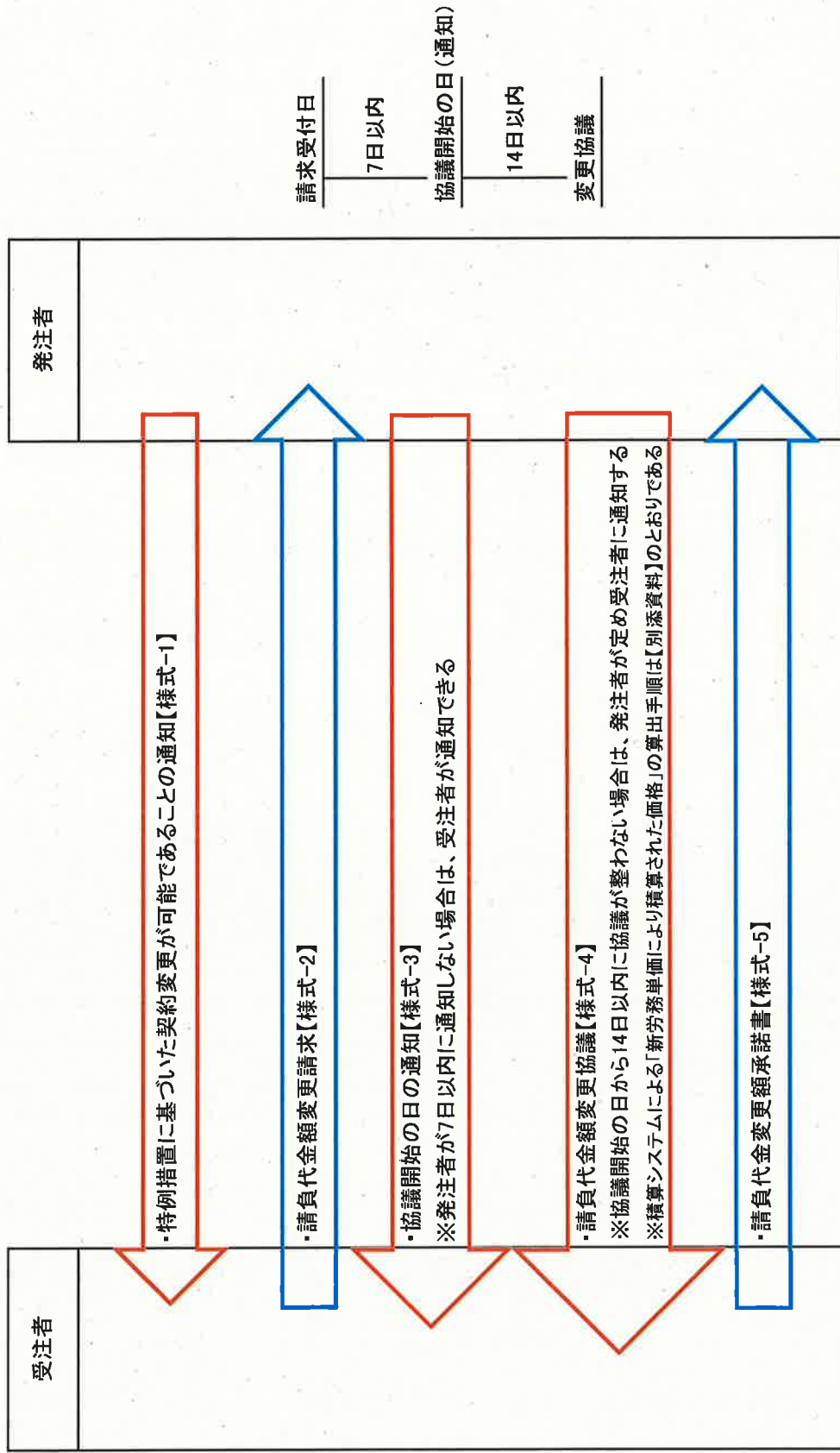


(別紙)フロー図

「平成31年3月から適用する公共工事設計労務費単価について」の運用に係る特例措置による請負代金額変更手続きフロー



発注者は請負代金額変更承諾書を受け取り、速やかに変更契約を行うことが望ましいが、精算変更時にあわせて変更契約を行うこともできる。